# 令和2年度 もんじゅサイトに設置する新たな試験 研究炉の概念設計及び運営の在り方検討

公募要領

令和2年9月 文部科学省研究開発局原子力課

### 1. 事業名

もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び運営の在り方検討

### 2. 事業の趣旨

平成 28 年 12 月の原子力関係閣僚会議において、「もんじゅ」の取扱いに関する 政府方針が決定され、将来的に「もんじゅ」サイトを活用し、新たな試験研究炉を 設置することで、我が国の今後の原子力研究や人材育成を支える基盤となる中核的 拠点となるよう位置付けることとされた。

また、近年の我が国の試験研究炉の状況を俯瞰すると、施設の高経年化が進むとともに、新規制基準への対応等により、これまで通りの運用が困難な状況になっている中、多くの試験研究炉が廃止の方針となっている。結果、東日本大震災後は運転再開した試験研究炉は4施設のみであり、加えて、その中でも特に多くの利用者が存在する京都大学の KUR に関しても、2026 年以降の運転継続は困難と見込まれる状況である等、我が国の研究開発・人材育成を支える基盤がぜい弱化している状況である。

このような中、文部科学省では、平成 29 年度から令和元年度まで、「もんじゅ」サイトにどのような試験研究炉を設置するか等に関する調査を実施した。調査では、「もんじゅ」サイトの地理的状況を考慮のうえ、具体的なスペックや建設コスト、ニーズ、利用用途等が検討され、候補となる試験研究炉の炉型(中出力炉、低出力炉、臨界実験装置等)が整理されるとともに、試験研究炉の運営体制が検討された。

更に、これらの調査結果を踏まえて、文部科学省に設置された原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会で炉型の絞り込み等に関して議論がなされた結果、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の中核的拠点としてふさわしい機能の実現、地元振興への貢献の観点から、「もんじゅ」サイトに新たに設置する試験研究炉として、中性子ビーム利用を主目的とした中出力炉が最も適切であるとの方向性を示した。また、今後の検討の進め方として、「試験研究炉の着実な設計・設置・運転」、「幅広い関係機関が利用出来るような試験研究炉の運営」、「地元関係機関との連携構築」の3つの観点において知見・経験・能力を有する少数の研究機関・大学が、適切な役割分担のもと連携した体制を構築し、これを中核的機関として位置付け、概念設計及び運営の在り方検討を実施することが適切とした。

今後の取組として、令和2年度中に概念設計を着手し、令和4年度中に詳細設計の開始を予定している。本事業は、詳細設計の段階に移行するまで、複数年度(3 カ年度)にわたり、上述の3つの観点を有する少数の研究機関・大学が適切な役割分担のもと連携し、これらの機関が中核的機関となって、概念設計及び運営の在り方について、一体的に検討を進めていくものである。

### 3. 事業の内容

本事業の受託機関及び参画機関(再委託先)は、適切な役割分担のもと連携し、上述の中核的機関としての役割を担うものとし、以下の(1)に掲げるコンソーシアムにおける委員会での意見を集約し、令和4年度中の詳細設計の開始に向けて、(2)~(3)に掲げる事項を実施する。

なお、これらの事項の実施にあたっては、これまで文部科学省が行った調査結果の内容を踏まえつつ、本年9月2日に文部科学省が示した方針(「もんじゅ」サイトに設置する試験研究炉の炉型及び今後の検討の進め方について)に基づき、取り組むこと。

#### (調査結果)

・ 令和元年度 委託事業成果報告書: 「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉の調査

https://www.mext.go.jp/a menu/kaihatu/gensi/000005399 00001.htm

・ 原子力科学技術委員会 原子力研究開発・基盤・人材作業部会(第3回)配付資料: 令和元年度「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉に関する調査の概要 https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt genshi-000007417 5.pdf

### (文部科学省が示した方針)

 「もんじゅ」サイトに設置する試験研究炉の炉型及び今後の検討の進め方について https://www.mext.go.jp/b menu/shingi/gijyutu/gijyutu/2/100/1404455 00002.htm

#### (1) コンソーシアムの構築

受託機関と参画機関からなる中核的機関が中心となって、本試験研究炉を用いて原子力に関する人材育成・研究開発を実施する大学等や、他分野・産業界を含め、本試験研究炉の利用ニーズを有する機関等のコンソーシアムを構築する。また、コンソーシアムにおいて有識者・代表者等からなる委員会を開催し、原子力研究開発、人材育成を支える基盤となる中核的拠点化の実現に向けた今後の「利用運営」、「地元との連携構築」、「設計活動」の在り方を検討する。

コンソーシアムに参加する機関及び委員については、文部科学省の同意を得た 上で決定すること。

#### (2) 運営の在り方検討

受託機関と参画機関は適切な役割分担のもと連携して、(1)におけるコンソーシアムにおける委員会での意見を集約し、学術界・産業界の中性子ビーム利用を

はじめとする各種利用ニーズや人材育成の課題等を取りまとめ、原子力研究や人材育成の中核的拠点として安全かつ円滑な利用運営の在り方を検討する。また、地元と連携して地元関係機関の利活用促進等、地元振興に貢献できる効果的な仕組みの検討を実施する。

#### (3) 概念設計

受託機関と参画機関は適切な役割分担のもと連携して、安全確保を大前提とした概念設計を実施する。初年度に概念設計に着手することとし、「もんじゅ」サイト内の地質予備調査を行う。また、(1)及び(2)の検討結果を反映し、炉心概念の具体化に着手し、長期スケジュール、予算計画等を含む設計方針を策定する。また、2年度目以降に、地質調査を本格化するとともに、本事業終了後の詳細設計の開始に向けて、原子炉本体、炉内照射設備、付帯設備の基本設計及びレイアウト検討、成立性評価等を着実に実施する。

### 4. 応募の要件

国内に所在し、かつ以下の(1)~(2)を満たす機関により連携体制を形成すること。

- (1)以下のいずれかに該当する組織であること。
  - ①大学
  - ②高等専門学校
  - ③独立行政法人(国立研究開発法人を含む)
  - 4 大学共同利用機関法人
  - ⑤民間企業 (法人格を有するもの)
  - ⑥その他法律に規定されている法人

#### (留意事項)

連携体制の形成に当たっては、受託機関と参画機関との間で再委託契約を締結 する。参画機関は、連携体制を構成する上で真に必要な機能を担うものに限り、 連携体制内での機関間の役割分担を明確にすること。

- (2) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ②文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 5. 採択予定件数、事業期間及び事業規模

- (1) 採択予定件数: 1件(審査委員会において決定する)
- (2) 事業期間:令和2年度~令和4年度(3カ年事業(予定)) ただし、毎年度、事業の実施状況等について確認等を行い、事業の継続 の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものと する。
- (3) 事業規模:令和2年度の計画額は約30,000千円とする。

令和3~4年度は、令和2年度と同程度の計画額に加え、地質調査の進展等により、各年度1~2億円程度の増額を想定しているが、本事業を十分に実施するために必要かつ可能な限り合理化を図った実施計画を提案すること。なお、歳出予算の範囲で各年度の計画額は増減する可能性があることから、柔軟に対応できる計画とすること。

### 6. 実施課題の選考

### (1) 選考方法

審査は、実施課題を選定するため外部有識者から構成される審査委員会を設置して、非公開で選定作業を行う。審査は、書類及びヒアリング審査で行う。なお、「審査基準」は以下のとおり。また、ヒアリング審査までに、追加資料の提出を求める場合がある。なお、ヒアリング審査はリモート方式により実施する。選定作業の終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知する。

#### (2) 審査基準

実施計画が、以下の各項目を網羅するものであること。

- ①提案内容が本事業の趣旨に合致しているか。
- ②「3. 事業の内容」の項目を満たしているか。
- ③事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ④本事業の関連分野に関する知見等を有しているか。
- ⑤本事業を実施するために、適切な役割分担のもと、効果的な連携体制が構築されているか。
- ⑥事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑦事業を迅速に遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑧コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑨ワーク・ライフ・バランス等を推進しているか。

### 7. 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書
  - ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等 を受けている場合はその写し
  - ③誓約書
  - ④受託機関の法人概要(事業報告書・収支報告書を含む) ただし、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、大学共同利用機関法人 は除く。
  - ⑤本件に関する事務連絡先(様式は任意)
- (2) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究開発局原子力課

TEL:03-5253-4111(代)(内線4592)

E-mail: genshi@mext.go.jp

(3)提出方法

企画提案書は E-mail でデータを送信するとともに、同じものを印刷して郵送または持参により提出すること (印刷部数は9部)。

- (1)E-mail
- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メールの件名及び添付ファイル名はともに「もんじゅサイトに設置する新たな 試験研究炉の概念設計及び運営の在り方検討 法人名」とすること。
- 添付ファイルは PDF 形式とし、1通にまとめて送信すること。
- ②郵送
- 簡易書留、宅配便等で送付すること。
- 3 持参
- ・ 受付時間: 9時30分~17時00分(土日祝日を除く)
- (4) 提出期限

令和2年10月19日(月)17時必着

- ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ※ E-mail で送信したデータと印刷して郵送または持参した書類とは内容が同じであること。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは 認めない。
- (5) 誓約書の提出
  - ・ 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の

者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。なお、 採択された機関については、契約書締結時にこれらの原本を提出すること。

・ 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することと なったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

#### (留意事項)

- ・ メール到着後3営業日以内に、受領通知をメールで返信する。受領通知が届かない場合は電話にて問い合わせること。
- 提出書類に不備が無いことを確認後、提出期限以降に申請受理票を発行する。
- ・ 応募書類の様式は変更してはならないが、一部を除き、行及びページの追加は 可能とする。

### 8. 公募説明会

下記の日程で公募説明会をリモート開催(Skype for business 又はWebEXを利用)する。参加希望者は令和2年9月25日(金)の17時までに、03-5253-4111(内線4592)へ連絡・登録すること。なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

開催日時:令和2年9月28日(月)13時30分

### 9. 採択結果の通知

文部科学省から代表機関の課題代表者に対して審査結果(採択の可否)の通知書を送付する。審査の途中経過等に関する問合せは受け付けない。

また、採択に当たっては、実施課題の内容、経費規模、実施体制等に関して条件を付すことがある。

#### |10. 契約手続等 |

#### (1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については文部科学省が実施計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

#### (2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、

たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に 着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費について も国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は 迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、再委託先にもその旨を伝えておくこと。

#### (3) 再委託契約

本事業の実施に際し、参画機関に本委託契約の一部を再委託する場合は、参画機関との間に再委託契約を締結すること。

#### (4) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に精算する。なお、文部科学省が必要と認める場合は、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(5) 委託契約に関する事務処理

必要な事務処理は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき行うこと(再委託先の機関についても同様)。

(6) 委託費の額の確定

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づき提出される委託業務実績報告書を受けて委託契約の額の確定検査を行う。なお、本委託契約の一部を再委託する場合は、採択者により再委託契約の額の確定検査を行い、その結果を文部科学省による額の確定検査の際に報告すること。

### |11. スケジュール(予定)|

9月28日(月) 公募説明会

10月19日(月) 公募締切

10月20日(火)~ 書類審査

10月下旬 ヒアリング審査(日程は後日通知、リモート開催)

11月上旬 審査結果の通知・公表

1 1 月下旬 契約締結

#### 12. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に

記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

- (5) 採択通知後すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。 再委託先にも周知しておくこと。
- (6) 各年度の事業の進捗については、文部科学省に設置された審議会で説明することとし、そこでの議論を踏まえて実施計画を見直す可能性がある。

### [契約締結にあたり必要となる書類]

- 実施計画書(委託業務経費内訳または参考見積書を含む)
- 委託業務経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料 (謝金単価表、旅費支給規定、見積書など)
- 再委託に係る委託業務経費内訳
- 銀行振込依頼書
- 年間支払計画書

### 13. 本公募要領に関する問合せ先

文部科学省研究開発局原子力課

住所:〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

メールアドレス: genshi@mext.go.jp

電話番号:03-5253-4111(代)内線4592

#### 誓 約 書

私及び当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立 てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 契約の相手方として不適切な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和2年度委託事業「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び運営の在り方検討」

令和 年 月 日住所(又は所在地)社名及び代表者名

生年月日

署名又は記名押印

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

※記名押印の場合は、契約書を締結するときと同じ印を押印すること。

### 責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等について

令和2年 月 日

支出負担行為担当官 文部科学省研究開発局長 殿

> (**受託者**) **住** 所 名称及び 代表者名

印

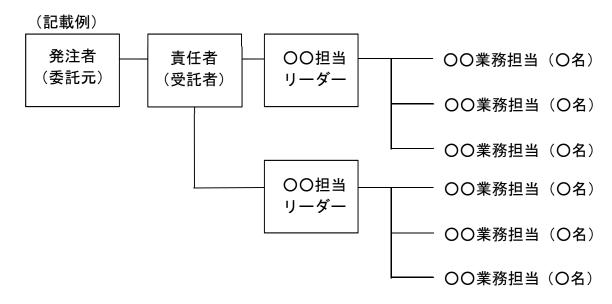
「原子力研究施設の国際供用支援に係る調査・分析」の履行に当たっての責任者 及び業務従事者の管理体制・実施体制並びに個人情報の管理の状況に係る検査に ついては、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名:

役職名: 氏名:

2. 責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制



3. 受託者における個人情報の管理の状況に係る検査

※文部科学省から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を 記載してください。

### 【様式1】令和2年度「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び 運営の在り方検討」共同申請機関一覧

### 代表機関

申	機関の名称	
請	代表者役職・氏名	
者	所在地	₸
	氏名(ふりがな)	
	所属 (部署名)	
実施	役職	
実施責任者	所在地	₸
14	電話番号	
	メールアドレス	
	氏名(ふりがな)	
連级	所属(部署名)	
連絡担当者	役職	
当者	電話番号	
	メールアドレス	

#### 参画機関

申	機関の名称	
請	代表者役職・氏名	
者	所在地	₸
	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
実施	役職	
実施責任者	所在地	〒
1 1	電話番号	
	メールアドレス	
	氏名(ふりがな)	
連級	所属(部署名)	
担担	役職	
連絡担当者	電話番号	
	メールアドレス	

### 参画機関

-	機関の名称	
申	代表者役職・氏名	
請	10.数百尺帧 10.石	
者	所在地	₸
	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
実施	役職	
実施責任者	所在地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
	氏名(ふりがな)	
連級	所属(部署名)	
連絡担当者	役職	
当者	電話番号	
	メールアドレス	

### 参画機関

申	機関の名称	
請	代表者役職・氏名	
者	所在地	〒
	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
実施	役職	
実施責任者	所在地	<del>-</del>
	電話番号	
	メールアドレス	
	氏名(ふりがな)	
連絡	所属(部署名)	
連絡担当者	役職	
者	電話番号	
	メールアドレス	

### 【様式2】「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び運営の在り 方検討」実施課題提案書

<u>※下線部に留意した上で記載してください。また、記載する行数及びページ数は制</u>限しません。

### (1) 実施計画の概要

### (2) コンソーシアムの構築

コンソーシアムを構成する具体的な分野、大学、機関、組織等の候補、またコンソーシ アムにおける委員会の有識者・代表者の候補を掲げてください。これに加え、コンソー シアムの運営方法(委員会での意見集約等)の工夫、マネジメント推進体制図等を記載 してください。

#### (3) 運営の在り方検討

「西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の中核的拠点としてふさわしい機能の実現」及び「地元振興への貢献」を念頭にして、原子力分野のみならず、材料・ライフサイエンス等、幅広い分野での利用、さらには学術界のみならず産業界による利用を活性化するための仕組み、人材育成の仕組み、地元振興に貢献する仕組み、設計・設置・運転のプロセスにおけるグレーデッドアプローチの考え方等といった検討すべき具体的な検討項目を掲げてください。また、これらの検討をどのように進めていくか、これまでの試験研究炉の設置・運営で得られた課題・教訓等、代表機関及び参画機関が有する知見・経験・能力に関連付けて記載してください。

### (4) 概念設計

### ① 設計活動

本事業終了後の詳細設計の開始に向けて、概念設計としてすべき具体的な設計活動 を掲げてください。また、概念設計を効率良く実施する工夫等がある場合には、記載してください。

### ② 地質調査

<u>地質調査として過去の類似の実績を基にして具体的な取組を掲げてください。ま</u>た、地質調査を効果的に実施する工夫等がある場合には、記載してください。

### (5) 実施計画全体の工程表

令和2年度から令和4年度までの3カ年度にわたり、(2)~(4)で記載した実施計画 を線表の形式で記載すること。各年度の見積りは様式3に記載してください。

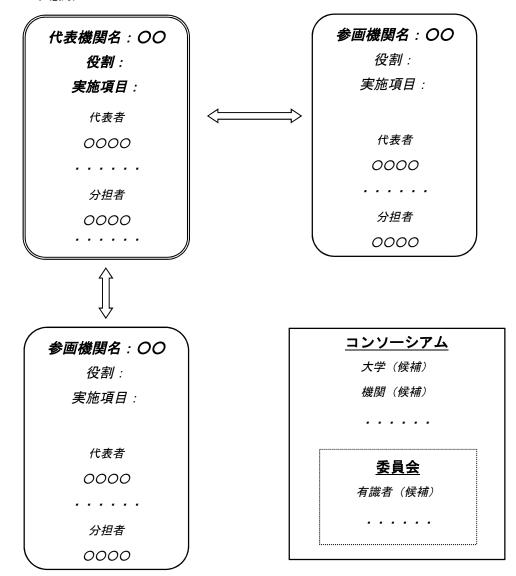
### (6) 実施体制図

実施体制について以下がわかるようにイメージ図を参考に簡潔に記入してください。

・参画機関がある場合、「幅広い利用運営」、「試験研究炉の設計・設置・運転」、「地元関係機関との連携構築」の3つの観点で、代表機関、参画機関の役割分担が明確か

- つ妥当であるとともに、 $(2) \sim (4)$  で記載した取組を連携して実施できる体制であることを示してください。
- ・本事業を実施するための人員、組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行でき る体制を有していることを示してください。

### (イメージ図 例)



### 【様式3】令和2年度「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び運営の 在り方検討」要望額書

- 「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参考にして、年度別の概算所要経費を費目ごとにできる限り具体的に示すこと。
- ・ 本事業は令和4年度中の詳細設計の開始に向けて必要な取組みであることから、令和3~4年度の必要経費は、5.(3)を踏まえ、必要かつ可能な限り合理化を図った金額を計上すること。

### 年度別概算所要経費 (税込み:千円単位)

大項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
人件費 <sup>※1</sup>				
業務実施費※2				
一般管理費※3				
再委託費※4				
合 計				_

- ※1 内訳:業務担当職員、補助者、社会保険事業主負担分。
- \*\*2 内訳:消耗品費、国内旅費、外国旅費、諸謝金、外注費、印刷製本費、会議開催費、通信 運搬費、借損料、雑役務費、消費税相当額
- \*3 上記経費の10%
- ※4 再委託先が複数ある場合は、合計額を記載

### 令和2年度公募事業「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の 概念設計及び運営の在り方検討」に係る審査要領

令和2年9月 文部科学省研究開発局原子力課

### 1. 基本方針

令和2年度公募事業「もんじゅサイトに設置する新たな試験研究炉の概念設計及び運営の在り方検討」における審査方法については、この要領が定めるところによる。

#### 2. 審查方法

外部有識者から構成される審査委員会において、以下の審査方法に従い、採択課題を 選定する。

### <書類審査>

評価は、企画提案毎にそれぞれ「絶対評価」にて評価を行うものとする。審査委員は添付の「評価シート」に各評価項目における点数及び総合所見を記入し、文部科学省研究開発局原子力課に提出する。また、ヒアリング審査の実施にあたり事前に確認・質問したい事項があれば、原子力課に申し出ることができる。

#### <ヒアリング審査>

#### (1) ヒアリングの方法

1課題あたり30分(発表10分(事前質問への回答を含む)、質疑15分、評価シート記入5分)とする。(対象課題数により、変更の可能性があり得る。)

#### (2) ヒアリング審査及び採択課題の審議

各機関の発表を踏まえ、審査委員は、評価シートに点数及び総合所見を記入(書類審査時の評価シートに上書きする。)する。評価シートを集約の上、ヒアリング審査の終了後に、審査委員会において業務の履行の可能性の可否について十分に議論を行い、原則として最も得点の高い課題を採択するものとする。

#### (3) その他

文部科学省は、事業の実施に関し、制度上·予算上の不具合が予想される場合には、 必要に応じて意見を述べる。

#### <利害関係者に対する審査について>

公正・中立な審査を行う観点から、下記の利害関係者に該当する場合は、事前に原子力課に申し出た上で、該当する課題の審査を実施することができないこととする。

利害関係者とは、原則、以下のいずれかの項目に該当する場合とするが、様々なケースが考えられるため、疑義がある場合は個別に判断する。

- ① 被評価者の企画提案書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 委員自身が、過去5年以内に被評価者から寄附を受けている場合
- ④ 委員自身が、過去5年以内に被評価者と共同研究又は共同で事業を行い、かつ そのための資金を委員自身が受けている場合
- ⑤ 委員自身と被評価者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、審査委員会において、競争参加者等との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していると判断された場合

#### 3. 禁止事項等

(1) 守秘義務

公正・中立な審査を行う観点から、審査委員は、審査に係る情報を漏らしてはならない。審査結果が公表された後も同様とする。

(2) 利害関係者との接触等について

審査委員は、公正・中立な審査に疑義が生じる恐れのある以下の行動を慎むこととする。

- ・特定の提案者を有利にさせる意図を持って、当該提案に係る個別相談や助言を行う こと
- ・他の委員等に対して、審査結果を左右する意図を持って審査委員会以外の場において働きかけを行うこと
- (3) 提案者からの不公正な働きかけについて

審査委員は、提案者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず原子力課に そのことを申し出なければならない。

以上

受付番号

## 評価者氏名

評価項目							
No.	項目	審査の基準	評点 (0~5点)		重みづけ	合計	所見 (奨励意見・改善要望意見など)
1.	事業の趣旨との合致	した方針に基づき、本事業の趣旨と合致した取組がなされている	4:かなり確保されている		× 2	/10	
2.		内容が適切でなるか、また、コンバーシアルの音目生約など、そ	5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 2	/10	
		用運営の在り方の具体的な検討方法が示されていて、その内容が適切であること。また、地元と連携して地元関係機関の利活用促進等、地元振興に貢献できる効果的な仕組みの検討が示され	5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 2	/10	
		概念設計を着実に進める上での設計活動が具体的に記載されていて、その内容が適切であること。地質調査に関して過去の類似の実績を基にした計画が立てられていて、その手法が適切であること。	3: 確保されている 2: やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 2	/10	
3.			4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 2	/10	
4.	関連分野に関する 知見	「幅広い関係機関が利用できるような中出力炉の利用運営」、「試験研究炉の設計・設置・運転」、「地元関係機関との連携構築」の3つの観点において知見・経験・能力を有していること。	7 5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 2	/10	
5.	効果的な連携体制	適切な役割分担のもと、効果的な連携体制が構築されていること。	5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 2	/10	
6.	実施スケジュール	実施スケジュールが現実的であること。	5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 1	/5	
7.		事業を迅速に遂行するための資力、資金調達能力を有している こと。	5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		×1	/5	
8.	予算の妥当性		5:十分確保されている 4:かなり確保されている 3:確保されている 2:やや確保されている 1:あまり確保されていない 0:全く確保されていない		× 1	/5	
9.	ワーク・ライフ・バラ ンス等の推進		認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う※。		× 1	/5	
	総合評価点					/90	
	(全般)						

(奨励意見)

総合所見

(改善要望意見)

- ※「ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。
- 〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等
- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点 ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2点
- ·認定段階3=3点
- ・プラチナえるぼし認定企業=5点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る

(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.5点 〇次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=1点 ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定=1.5点 ・プラチナくるみん認定=2点
- 〇青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定=2点
- 〇上記に該当する認定等を有しない=0点